

六、第4条第1項第7号(公序良俗違反)

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」とは、例えば、以下(1)から(5)に該当する場合をいう。

- (1) 商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合。
なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものであるか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。
- (2) 商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合。
- (3) 他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合。
- (4) 特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合。
- (5) 当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合。

2. 本号に該当する例

- ① 「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。
- ② 「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。
- ③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断される場合。
- ④ 国旗(外国のものを含む。)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。
- ⑤ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。
- ⑥ 音商標が国歌(外国のものを含む。)を想起させる場合。
- ⑦ 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、品種登録出願後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的

があることが、情報の提供等により得られた資料から認められる場合。